

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、7の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 常盤真功及び石見和之 を除斥しました。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 都市局定期監査結果報告書
- 4 建設局定期監査結果報告書及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 上下水道局定期監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書
- 7 議会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 議会事務局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

議会事務局

総務課、議事課、調査課

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年4月14日から同年6月23日まで

2 監査の結果

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。